



特殊車両通行許可システムの連携に関する申合せ

平成31年 1月11日  
国道車第41号  
総管第14685号

国土交通省 道路局 道路交通管理課



独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
総務部

国土交通省（以下、「国」という）が保有する特殊車両通行許可及び道路法違反車両取締のためのシステム（以下「国特車システム」という。）と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が保有する特殊車両通行許可等業務支援システム（以下、「機構システム」という）の連携について、国土交通省道路局道路交通管理課（以下「甲」という。）と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部（以下「乙」という。）は、次のとおり申し合わせる。

（目的）

第1条 この申合せは、国特車システムと機構システム間の連携により双方の特殊車両通行許可情報等の共有を図ることで、乙が行う特殊車両許可業務及び甲乙がそれぞれ行う違反取締業務の適切かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（対象のシステムの連携範囲及び共有する情報又は機能）

第2条 国システムと機構システムの連携の範囲及びその連携により共有する情報又は機能は、次のとおりとする。

【甲から乙に連携する範囲】

- (1) 道路情報データベースシステム（道路情報便覧情報）
- (2) 自治体支援システム（特殊車両通行許可限度算定機能）
- (3) 許可データベースシステム（特殊車両通行許可証情報）
- (4) 違反判定システム（違反情報）
- (5) 車検証データベースシステム（自動車登録ファイル（道路運送車両法（昭和26年法第185号）第4条に規定する自動車登録ファイルをい）、「自動車登録情報

の提供に関する申合せ（平成 25 年 4 月 26 日付け国自情第 17 号・国道交第 27 号）」に基づき国特車システムに提供されている情報）

【乙から甲に連携する範囲】

- (1) 特殊車両通行許可等業務支援システム（特殊車両通行許可証情報）
- (2) 違反情報集計システム（違反情報）

（情報の利用の用途）

第 3 条 甲は、機構システムから提供される情報を道路法違反車両取締業務における事務及び取締車両の特殊車両通行許可の有無の確認に使用するものとする。また、乙は、国特車システムから提供される情報を特殊車両通行許可業務における申請の審査並びに道路法違反車両取締業務における事務、取締車両の特殊車両通行許可の有無の確認及び違反車両の所有者等の特定に利用するものとする。

（高速道路会社に対する情報の提供）

第 4 条 甲は、乙が道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下、「特措法」という。）第 8 条第 1 項第 22 号、第 26 号、第 27 号及び第 29 号の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限を代行して業務を行う場合に限り、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社（以下、「6 会社」という）へ、国特車システムから取得した情報を提供するとともに、6 会社がこれを利用することも認めるものとする。

（情報の管理）

第 5 条 甲及び乙は、相手方から提供を受けた情報を内部規定に基づき、当該情報の漏洩等の事象が生じることのないよう安全に管理しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第 6 条 甲及び乙は、提供を受けた情報により知り得た内容を、第 3 条の利用目的以外に使用しないものとする。

（6 会社の情報の管理及び目的外使用の禁止）

第 7 条 乙は、甲から提供を受けた情報を 6 会社に利用させるにあたって、第 4 条、第 5 条及び第 6 条に規定する事項について、別途 6 会社と覚書を締結したうえで、乙は当該覚書に基づき 6 会社を適切に監督するものとする。

(情報連携の仕様及び費用負担等)

第8条 国特車システムと機構システムの連携に係る仕様（連携に係る国特車システムのプログラム改修等を含む）、費用負担及びその他管理に関することについては、国特車システムを管理する国土交通省関東地方整備局と乙との間で別途協議のうえ取り決めを行うものとする。

(申合せの変更)

第9条 この申合せを変更しようとするときは、甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

(その他)

第10条 この申合せに疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

附 則

この申合せは、締結日から効力を発する。

この申合せの証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

